

京都府告示第1号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第13条の2第1項第3号の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成27年1月9日

京都府知事 山田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
4	雑誌	ヤバすぎ [検証] 悪い手口124	株式会社三オブックス	条例第13条の2第1項第3号該当